

「千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正（案）」への
意見の概要と市の考え方

別紙

No.	記載場所	意見概要	意見に対する本市の考え方	修正
1	共通編（37頁） 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第3 情報連絡体制の整備 1 施設・設備の整備 （2）事業計画 ア 機器の整備 （ア）防災行政無線の整備	計画上で「アナログ設備について令和4年度までのデジタル化を進める。」と記載されている。 計画上の記載を修正する必要があると考える。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「総務省の基本方針に基づき、60MHz帯防災行政無線設備を令和4年度までに更新し、デジタル化を行った。」	○
2	共通編（42頁） 第2章 災害予防計画 第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第4 道路・橋梁の整備	道路と橋梁だけでなく、トンネルの整備についても、計画上に記載する必要があると考える。	千葉市では、市内のトンネルが3本と限定的であり、道路に含めているため、修正案のとおりとします。 なお、橋梁は、558橋と数が多いことから「道路・橋梁」として表現しております。	×
3	共通編（62頁） 第2章 災害予防計画 第3節 被害の軽減 第5 ブロック塀等対策	「ブロック塀」に限らず、（一社）千葉市建設業協会への協力要請を行う必要があると考える。	（一社）千葉市建設業協会の処理すべき事務については、計画内において道路・河川等公共施設の応急対策、倒壊住宅等の撤去及びその他災害時における建設活動についてそれぞれ協力を行うこととしており（共通編10頁）、ブロック塀に限らず様々な協力要請を行うこととしていることから、修正案のとおりとします。	×
4	共通編（75頁） 第2章 災害予防計画 第4節 津波災害予防対策 第2 津波避難対策 4 津波情報受伝達体制の確立 （2）市民等への情報伝達体制の確立 ア 防災行政無線の整備活用	計画において、「市民等への情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める」とされているが、自身の近所にある防災行政無線について、市に何度も要望を出しているが改善されていない。 計画上の記載を修正する必要があると考える。	防災行政無線は、建物や地形などの周辺環境の影響や住居の遮音性向上などの要因で、伝達範囲に限界があるため、防災行政無線以外の情報伝達手段の拡充に努めています。 放送内容については、テレホンサービス、市HP、千葉市防災ポータルサイト、ちばし安全・安心メールで発信しているとともに、その他の災害情報などの重要なお知らせについては、ラジオ、Yahoo!防災速報（スマホアプリ）、SNSのほか、スマートフォン等を使用していない方向けに自宅の電話・FAXに緊急情報を配信するサービスも行っており、いずれかの方法で情報取得をできるよう案内しています。 上記を踏まえ、修正案のとおりとします。	×
5	共通編（82頁） 第2章 災害予防計画 第5節 都市公共施設の災害対応力の強化 第2 ライフライン施設 5 電話施設 （2）施設の現況 イ 所内設備	項目内で「所内」を「局内」に修正しているが、項目名は「所内」のままになっている。 計画上の記載を修正する必要があると考える。	ご意見のとおり修正いたします。	○
6	①共通編（96頁） 第2章 災害予防計画 第7節 要配慮者の安全確保 第2 在宅の要配慮者に対する対応 1 避難行動要支援者名簿の整備 （3）避難行動要支援者名簿の作成方法等 ②共通編（97頁） 第2章 災害予防計画 第7節 要配慮者の安全確保 第2 在宅の要配慮者に対する対応 4 個別避難計画の策定	避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画に係る記載箇所では、民生委員だけでなく児童委員を併記する必要があると考える。	防災基本計画における避難行動要支援者名簿の整備及び個別避難計画の策定に関する記載箇所において、民生委員だけでなく、児童委員も併記されているため、ご意見のとおり修正します。	○

「千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正（案）」への
意見の概要と市の考え方

別紙

No.	記載場所	意見概要	意見に対する本市の考え方	修正
7	共通編（104頁） 第2章 災害予防計画 第8節 帰宅困難者対策 第1 基本的な考え方 4 帰宅支援対策（徒歩帰宅支援含む） （2）災害時帰宅支援ステーションの確保と周知	帰宅支援ステーションの確保と周知に係る記載箇所について、「連携して」とあるが、どこと連携するのかわからないため、連携先を明記する必要があると考える。	災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のために九都県市首脳会議で連携を行う先は「事業者」です。 ご意見のとおり、連携先をわかりやすく明記いたします。	○
8	①共通編（105頁） 第2章 災害予防計画 第9節 緊急輸送の環境整備 第1 陸上輸送の環境整備 1 緊急輸送道路 （3）緊急輸送道路の改築等 ②地震対策計画（124頁） 第11節 緊急輸送体制 第3 緊急輸送道路の確保 ③地震対策計画（195頁） 第18節 公共施設等の応急対策 第1 道路・橋梁 ④風水害・雪害・火山災害対策計画（180頁） 第18節 公共施設等の応急対策 第1 道路・橋梁	緊急輸送道路の改築等については、（一社）建設業協会だけでなく、鋼橋の専門業者が参加する必要があると考える。	本計画では応急復旧として、災害復旧における協定を締結している（一社）千葉市建設業協会を記載しております。 上記理由から、修正案のとおりとします。 なお、本復旧の際には、ご意見いただいた専門業者の協力を得ながら対応してまいります。	×
9	地震対策計画（45頁） 第3節 災害時の広報 第2 市広報活動の実施手順 2 広報活動の方法（手段） （3）ヘコプターの活用	項目名において、ヘリコプターを「ヘコプター」と記載している。 計画上の記載を修正する必要があると考える。	ご意見のとおり修正いたします。	○
10	①地震対策計画（117頁） 第10節 医療救護 第4 医薬品・資器材の確保 3 不足のときの調達方法 県の災害拠点病院の図 ②風水害・雪害・火山災害対策計画（108頁） 第10節 医療救護 第4 医薬品・資器材の確保 3 不足のときの調達方法 県の災害拠点病院の図	「千葉県の災害拠点病院」の図がわかりにくい。 計画上の記載を修正する必要があると考える。	千葉県地域防災計画における図を一部抜粋しており、わかりづらい表記となっていたため、ご意見を基に記載を修正いたします。	○
11	風水害・雪害・火山災害対策計画（84頁） 第9節 避難対策 第5 警戒レベル3（高齢者等避難） 1 発令基準 （3）高潮	「伊勢湾台風級」だけでは、台風の規模がわからないので、台風の強さや大きさがわかるように、計画上の記載を修正する必要があると考える。	内閣府が作成した「避難情報に関するガイドライン」において、伊勢湾台風級の規模が数値として表現されているため、ご意見のとおり修正します。	○
12	風水害・雪害・火山災害対策計画（153頁） 第15節 住宅政策	【】内の団体名称に、誤って取り消し線が記載されている。 計画上の記載を修正する必要があると考える。	ご意見のとおり修正いたします。	○